

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月30日提出
【発行者名】	鎌倉投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関 恭幸
【本店の所在の場所】	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
【事務連絡者氏名】	猪野 克亮
【電話番号】	050-3774-4247
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	結い 2101
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年4月18日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、販売会社が委託会社のみであったものを、委託会社および委託会社の指定した販売会社へと変更したことなどに伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(4) 【発行（売出）価格】

<訂正前>

継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日※1の基準価額※2です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします（当初元本1口当たり1円です）。

「結い 2101」の基準価額は委託会社※3へお問い合わせください（電話およびホームページ）。また、「結い2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として掲載されます。

なお、ご不明な場合には、次の照会先にお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	---

※1～※2 （略）

※3 有価証券届出書提出日現在、「結い 2101」には委託会社以外の販売会社は設けていません。鎌倉投信株式会社は、「結い 2101」の運用をおこなう「委託会社」とすると同時に、自らが発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しています（以下、販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「受益権を自ら募集する委託会社」といいます）。

<訂正後>

継続申込期間

取得申込受付日の翌営業日※1の基準価額※2です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします（当初元本1口当たり1円です）。

「結い 2101」の基準価額は、委託会社※3もしくは委託会社の指定した販売会社（以下「指定販売会社」といいます。）へお問い合わせください。また、「結い2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として掲載されます。

なお、ご不明な場合には、次の照会先（電話およびホームページ）にお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	---

※1～※2 （略）

※3 鎌倉投信株式会社は、「結い 2101」の運用をおこなう「委託会社」とすると同時に、自らが発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しています（以下、販売会社としての機能を有する委託会社を必要に応じて「受益権を自ら募集する委託会社」といいます）。

(5) 【申込手数料】

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

① 受益権を自ら募集する委託会社

ありません。

② 指定販売会社

指定販売会社が定める申込手数料を申し受けることがあります。

なお、指定販売会社における申込手数料は1.65%（税抜1.5%）を上限としています。

（６）【申込単位】

＜訂正前＞

委託会社自らが定める申込単位とします。詳しくは委託会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

① 受益権を自ら募集する委託会社

委託会社自らが定める申込単位とします。詳しくは委託会社にお問い合わせください。

② 指定販売会社

指定販売会社が定める申込単位とします。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

（８）【申込取扱場所】

＜訂正前＞

「結い 2101」の申込取扱場所は、「受益権を自ら募集する委託会社」のみです。詳細については、次の照会先までお問い合わせください。

（略）

＜訂正後＞

「結い 2101」は、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社において、申込みの取扱いをします。詳細については、次の照会先までお問い合わせください。

（略）

（９）【払込期日】

＜訂正前＞

申込代金は、継続申込期間中に、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座へお振込みください。各申込日の発行価額の総額は、追加信託がおこなわれる日(申込日の翌々営業日)に、追加信託金として、受託会社にある「結い 2101」口座に払い込まれます。

＜訂正後＞

申込代金は、継続申込期間中に、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座、もしくは指定販売会社へお振込みください。各申込日の発行価額の総額は、追加信託がおこなわれる日(申込日の翌々営業日)に、追加信託金として、受託会社にある「結い 2101」口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

＜訂正前＞

申込代金は、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座へのお振込みにより、お払込ください。

ご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

（略）

＜訂正後＞

申込代金は、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座、もしくは指定販売会社へのお振込みにより、お払込ください。詳細については、次の照会先までお問い合わせください。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

①「結い 2101」の仕組み



・「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めなどの内容が含まれています。

②「結い 2101」の関係法人と関係業務

委託会社：鎌倉投信株式会社

（略）

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

（略）

③委託会社の概況

（略）

<訂正後>

①「結い 2101」の仕組み



・「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めなどの内容が含まれています。

・「投資信託受益権の募集、販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が指定販売会社に委託する当ファンドの募集の取扱いおよび一部解約に関する業務の内容ならびに手続き等について規定するものです。

②「結い 2101」の関係法人と関係業務

委託会社：鎌倉投信株式会社

（略）

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

（略）

指定販売会社

次の業務をおこないます。

- ・受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付
- ・収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い
- ・運用報告書の受益者への交付等

③委託会社の概況

（略）

2【投資方針】

（4）【分配方針】

<訂正前>

1. 収益分配方針
（略）
2. 収益の分配方式
（略）
3. 収益分配金の支払い
 - ①「結い 2101」の決算日
（略）
 - ②分配金の支払い

「結い 2101」は、分配金再投資専用です。収益分配金は、税金を控除した金額を「結い 2101」の受益権の取得申込金として受け入れ、お客様（受益者）ごとに、「受益権を自ら募集する委託会社」が当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得のお申し込みに応じたものとします。

収益分配金の再投資には、手数料はかかりません。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者。なお、当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約がおこなわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします）に支払われ、税引き後、無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4. 収益分配金に関する留意点 (略)

<訂正後>

1. 収益分配方針

(略)

2. 収益の分配方式

(略)

3. 収益分配金の支払い

①「結い 2101」の決算日

(略)

②分配金の支払い

「結い 2101」は、分配金再投資専用です。収益分配金は、税金を控除した金額を「結い 2101」の受益権の取得申込金として受け入れ、お客様（受益者）ごとに、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社が当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得のお申し込みに応じたものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者。なお、当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約がおこなわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権では取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします）に支払われ、税引き後、再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

4. 収益分配金に関する留意点 (略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

ありません。

<訂正後>

「受益権を自ら募集する委託会社」に購入申込みをされる場合はありません。指定販売会社に購入申込みをされる場合は、指定販売会社が別に定める申込手数料（消費税を含む。）を申し受ける場合があります。なお、指定販売会社における申込手数料は1.65%（税抜1.5%）を上限としています。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、「結い 2101」の計算期間を通じて毎日、その純資産総額に年1.100%（税抜年1.00%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社（販売会社を含む）および受託会社の配分については、次のとおりです。

信託報酬率（年率）		
合 計	委託会社	受託会社
1.100% (1.00%)	1.067% (0.97%)	0.033% (0.03%)

下段（ ）内は税抜です。

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価 交付運用報告書等各種書類の作成と送付、証券取引口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(略)

<訂正後>

信託報酬の総額は、「結い 2101」の計算期間を通じて毎日、その純資産総額に年1.100%（税抜年1.00%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬にかかる委託会社、販売会社および受託会社の配分については、次のとおりです。

信託報酬率（年率）			
合 計	委託会社	受益権を自ら募集する委託会社 もしくは指定販売会社	受託会社
1.100% (1.00%)	0.737% (0.67%)	0.33% (0.30%)	0.033% (0.03%)

下段（）内は税抜です。

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価 運用報告書等各種書類の作成等の対価
受益権を自ら募集する委託会社 もしくは指定販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、証券取引口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（略）

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA制度の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA制度の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社によっては取扱いが異なる場合があります。詳しくは、「受益権を自ら募集する委託会社」もしくは指定販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です）がおこなわれます。なお、確定申告をおこない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です）がおこなわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※NISA制度をご利用の場合

NISA制度は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISA制度をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、日本国内に居住の方など一定の条件に該当し、非課税口座を開設する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、「受益権を自ら募集する委託会社」もしくは指定販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収がおこなわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。

3) ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一の販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

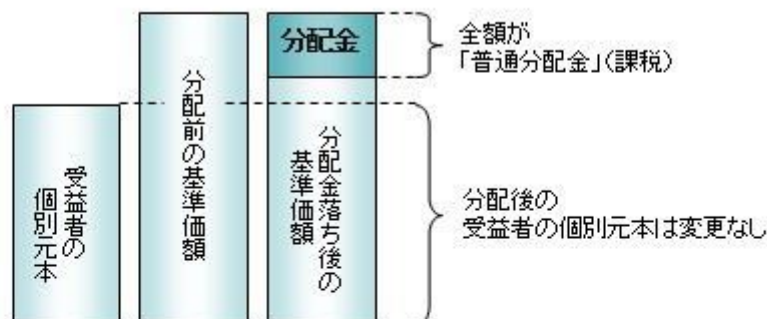
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

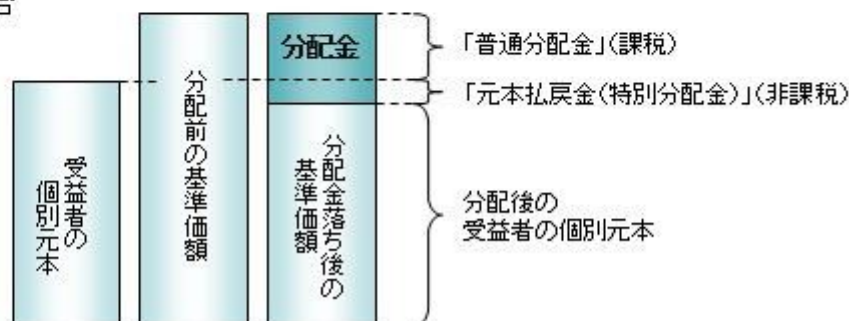
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2023年7月20日～2024年7月19日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.09%	1.09%	0.00%

(注) 当ファンドの費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込期間

(略)

(2) 申込取扱場所

「結い 2101」の受益権は、次の申込取扱場所において、取得申込みの取扱いをします。

<申込取扱場所>

名称	鎌倉投信株式会社
所在地	〒248-0005 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号

電話番号	鎌倉倶楽部（電話） 050-3822-1330
営業時間	10時から16時
定休日	土曜日、日曜日、祝日および年末年始

※鎌倉投信株式会社は、「結い 2101」の運用をおこなう「委託会社」とすると同時に、自らが発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しています。

- (3)申込単位
委託会社自らが定める申込単位とします。詳しくは委託会社にお問い合わせください。
- (4)申込価額
継続申込期間・・・お買付口数の計算に用いる受益権のお申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします（当初元本1口当たり1円です）。
「結い 2101」の基準価額については、(12)の照会先までお問い合わせください（お電話およびホームページ）。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。
- (5)申込方法
「振込」購入・・・・・・・・「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座にお振込みいただくことによる購入方法です。なお、銀行等へ支払う振込手数料は、お客様のご負担となります。
「定期定額」購入・・・・お客様にあらかじめご指定いただいた金額を、お客様にお届けいただいた金融機関の口座から、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、引落しにかかる手数料のご負担は、ありません。
- (6)申込手数料
ありません。
- (7)申込受付日
お客様にお振込みいただいたお申込代金が、「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座に着金したことを確認し所定の事務手続きが完了した日を申込受付日とします。お申込代金は、各営業日の午後3時30分までにお振込みください。
- (8)取得申込者との間に締結する契約
「結い 2101」の受益権の取得お申込者には、「受益権を自ら募集する委託会社」との間に、「総合取引約款」に基づく「総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく「投資信託受益権振替決済口座管理契約」、を締結していただきます。また、お客様の取引に応じて、「特定口座約款」に基づく「特定口座契約」、「積立サービス取扱規程」に基づく「積立サービス取扱契約」、「非課税上場株式等管理に関する約款」に基づく「非課税上場株式等管理に関する契約」の締結が必要になります。
- (9)クーリング・オフ非適用
(略)
- (10)申込の受付中止および取消
金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、「受益権を自ら募集する委託会社」の判断で「結い 2101」の受益権の取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得お申込みの受付を取り消す場合があります。
- (11)振替機関等の口座の提示等
「結い 2101」の受益権の取得お申込者は、「受益権を自ら募集する委託会社」に、取得お申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設された「結い 2101」の受益権の振替をおこなうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得お申込者にかかる口数の増加の記載または記録がおこなわれます。なお、「受益権を自ら募集する委託会社」は、当該取得お申込者の代金お支払いと引換えに、当該口座に当該取得お申込者にかかる口数の増加の記載または記録をおこなうことができます。
「受益権を自ら募集する委託会社」は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知をおこなうものとし、振替機関等は、「受益権を自ら募集する委託会社」から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録をおこないます。委託会社は、当初設定については設定日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知をおこないます。
- (12)問い合わせ先
「結い 2101」の申込（販売）手続等についてご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話） 050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	--

<訂正後>

- (1)申込期間
(略)
- (2)申込取扱場所
「結い 2101」の受益権は、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社において、取得申込みの取扱いをします。なお、指定販売会社につきましては、委託会社までお問い合わせください。

<受益権を自ら募集する委託会社>

名称	鎌倉投信株式会社
----	----------

所在地	〒248-0005 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号
電話番号	鎌倉倶楽部（電話） 050-3822-1330
電話受付時間	10時から16時
定休日	土曜日、日曜日、祝日および年末年始

※鎌倉投信株式会社は、「結い 2101」の運用をおこなう「委託会社」とすると同時に、自らが発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」の機能も有しています。

(3) 申込単位

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

委託会社自らが定める申込単位とします。詳しくは委託会社にお問い合わせください。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める申込単位とします。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込価額

継続申込期間・・・お買付口数の計算に用いる受益権のお申込価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします（当初元本1口当たり1円です）。

「結い 2101」の基準価額については、(12)の照会先（お電話およびホームページ）もしくは指定販売会社までお問い合わせください。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。

(5) 申込方法

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

「振込」購入・・・・・・・・「受益権を自ら募集する委託会社」の指定する銀行口座にお振込みいただくことによる購入方法です。なお、銀行等へ支払う振込手数料は、お客様のご負担となります。

「積立サービス」購入・・・・お客様にあらかじめご指定いただいた金額を、お客様にお届けいただいた金融機関の口座から、毎月お引落しさせていただくことによる購入方法です。なお、引落しにかかる手数料のご負担は、ありません。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める方法によります。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込手数料

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

ありません。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める申込手数料を申し受けることがあります。

なお、指定販売会社における申込手数料は1.65%（税抜1.5%）を上限としています。

(7) 申込受付日

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

原則として、お客様にお振込みいただいたお申込代金が、指定する銀行口座に着金したことを確認し所定の事務手続きが完了した日を申込受付日とします。お申込代金は、各営業日の午後3時30分までにお振込みください。

② 指定販売会社の場合

原則として、各営業日の午後3時30分までに申込みの受付に係る指定販売会社所定の事務手続きが完了した日を申込受付日とします。なお、指定販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(8) 取得申込者との間に締結する契約

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

「結い 2101」の受益権の取得お申込者には、「受益権を自ら募集する委託会社」との間で、「総合取引約款」に基づく「総合取引に関する契約」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく「投資信託受益権振替決済口座管理契約」、を締結していただきます。また、お客様の取引に応じて、「特定口座約款」に基づく「特定口座契約」、「積立サービス取扱規程」に基づく「積立サービス取扱契約」、「非課税上場株式等管理に関する約款」に基づく「非課税上場株式等管理に関する契約」の締結が必要になります。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める方法によります。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(9) クーリング・オフ非適用

(略)

(10) 申込の受付中止および取消

金融商品取引所等における取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で「結い 2101」の受益権の取得のお申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得お申込みの受付を取り消す場合があります。

(11) 振替機関等の口座の提示等

「結い 2101」の受益権の取得お申込者は、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社に、取得お申込みと同時に、またはあらかじめ、自己のために開設された「結い 2101」の受益権の振替をおこなうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得お申込者にかかる口数の増加の記載または記録がおこなわれます。なお、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社は、当該取得お申込者の代金お支払いと引換えに、当該口座に当該取得お申込者にかかる口数の増加の記載または記録をおこなうことができます。「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知をおこなうものとします。振替機関等は、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録をおこないます。受託会社は、当初設定については設定日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知をおこないます。

(12)問い合わせ先

「結い 2101」の申込（販売）手続等についてご不明の場合には、次の「受益権を自ら募集する委託会社」の照会先もしくは指定販売会社までお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	--

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1)解約のご請求

「結い 2101」のお客様（受益者）は、「受益権を自ら募集する委託会社」に対し、その毎営業日に、受益権の解約のご請求をすることができます。

(2)解約方法
(略)

(3)解約の取扱期間とご請求受付時間

解約のご請求受付時間については、原則として、各営業日の午後3時30分までとします（解約請求を受け付けた日を「解約請求受付日」といいます）。
 また、受付時間を過ぎてからの解約のご請求は、翌営業日の取扱いとなります。

(4)大口解約の制限
(略)

(5)解約の請求単位等

お客様（受益者）には、「受益権を自ら募集する委託会社」に、1円以上1円単位の「金額指定」、または「全額解約」のご指示をもって、解約のご請求をいただきます（「金額指定」の場合、計算時に口座残高がご請求金額に満たない場合には、自動的に「全額解約」として処理されます）。

(6)解約価額

一部解約口数（換金口数）の計算には、原則として、解約ご請求受付日の翌営業日の基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる1口未満の端数は、四捨五入します。

お客様のお手取り額は、解約価額から、解約に係る所定の税金※1を差し引いた金額となります。

※1 税金についての詳細は、「第1「ファンドの状況」4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

「結い 2101」の基準価額は、(10)の問い合わせ先（「受益権を自ら募集する委託会社」）にお問い合わせください（お電話およびホームページ）。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。

(7)信託財産留保額
(略)

(8)受渡方法

解約代金は、お客様にお届けいただいている金融機関の口座への振込みにより解約請求受付日から起算して5営業日目にお支払いします。受益権の引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、「受益権を自ら募集する委託会社」が当該換金受益権を抹消する申請をすることによりおこなうものとします。振替機関は、振替法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載または記録をおこないます。

(9)解約の受付中止および取消
(略)

(10)問い合わせ先

「結い 2101」の解約（換金）手続等についてご不明の場合には、次の照会先までお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	--

<訂正後>

(1)解約のご請求

「結い 2101」のお客様（受益者）は、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社に対し、その毎営業日に、受益権の解約のご請求をすることができます。

(2)解約方法
(略)

(3)解約の取扱期間とご請求受付時間

解約のご請求受付時間については、原則として、各営業日の午後3時30分までとします（解約請求を受け付けた日を「解約請求受付日」といいます）。
 また、受付時間を過ぎてからの解約のご請求は、翌営業日の取扱いとなります。

なお、指定販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(4)大口解約の制限
(略)

(5)解約の請求単位等

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

お客様（受益者）には、「受益権を自ら募集する委託会社」に、1円以上1円単位の「金額指定」、または「全額解約」のご指示をもって、解約のご請求をいただきます（「金額指定」の場合、計算時に口座残高がご請求金額に満たない場合には、自動的に「全額解約」として処理されます）。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める申込単位とします。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

(6) 解約価額

一部解約口数（換金口数）の計算には、原則として、解約ご請求受付日の翌営業日の基準価額を用い、解約口数の計算で生ずる1口未満の端数は、四捨五入します。

お客様のお手取り額は、解約価額から、解約に係る所定の税金※1を差し引いた金額となります。

※1 税金についての詳細は、「第1「ファンドの状況」4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

「結い 2101」の基準価額は、(10)の照会先（お電話およびホームページ）もしくは指定販売会社にお問い合わせください。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。

(7) 信託財産留保額

（略）

(8) 受渡方法

① 受益権を自ら募集する委託会社の場合

解約代金は、お客様にお届けいただいている金融機関の口座への振込みにより解約請求受付日から起算して5営業日目にお支払いします。

② 指定販売会社の場合

指定販売会社が定める方法によります。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

なお、受益権の引渡しは、振替口座が開設されている振替機関に対して、「受益権を自ら募集する委託会社」および指定販売会社が当該換金受益権を抹消する申請をすることによりおこなうものとします。

振替機関は、振替法の規定にしたがい、当該口数の減少の記載または記録をおこないます。

(9) 解約の受付中止および取消

（略）

(10) 問い合わせ先

「結い 2101」の解約（換金）手続等についてご不明の場合には、次の「受益権を自ら募集する委託会社」の照会先もしくは指定販売会社までお問い合わせください。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	---

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<訂正前>

①～②（略）

③ 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算します。

「結い 2101」の基準価額については、次の照会先へのお問い合わせ（お電話およびホームページ）により、ご確認ください。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	---

④（略）

<訂正後>

①～②（略）

③ 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、原則として、委託会社で毎営業日に計算します。

「結い 2101」の基準価額については、次の「受益権を自ら募集する委託会社」の照会先（お電話およびホームページ）もしくは指定販売会社へのお問い合わせにより、ご確認ください。また、「結い 2101」の基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「結い 2101」として、1万口当たりの価額で掲載されます。

照会先	鎌倉投信株式会社 鎌倉倶楽部（電話）050-3822-1330 営業日の10時～16時 ホームページアドレス https://www.kamakuraim.jp
-----	--

④（略）

4【受益者の権利等】

<訂正前>

お客様（受益者）の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

イ.（略）

ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ. 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）に支払われ（当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前において一部解約がおこなわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者（受益者）とします）、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

イ.（略）

ロ. 償還金の支払いは、委託会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）に（償還日以前において一部解約がおこなわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者（受益者）とします）、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目からお支払いします。

ハ.（略）

③～⑥（略）

<訂正後>

お客様（受益者）の有する主な権利は、次のとおりです。

①収益分配金に対する請求権

イ.（略）

ロ. 収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、税金を差し引いた後、自動的に再投資されます。この場合の受益権の価額は、毎計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ. 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）に支払われ（当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前において一部解約がおこなわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日（決算日）以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」もしくは指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者（受益者）とします）、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

②償還金に対する請求権

イ.（略）

ロ. 償還金の支払いは、委託会社において、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されているお客様（受益者）に（償還日以前において一部解約がおこなわれた受益権に係るお客様（受益者）を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため「受益権を自ら募集する委託会社」もしくは指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者（受益者）とします）、原則として、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目からお支払いします。

ハ.（略）

③～⑥（略）

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社

該当事項は、ありません。

「結い 2101」の委託会社である鎌倉投信株式会社は、自己が発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

<訂正後>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

なお、「結い 2101」の委託会社である鎌倉投信株式会社は、自己が発行した「結い 2101」の受益権を自ら募集する「販売会社」としての機能も兼ねています。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

- (1) 受託会社
(略)

<訂正後>

- (1) 受託会社
(略)
- (2) 販売会社

「結い 2101」の指定販売会社として、受益権の募集、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い、運用報告書の受益者への交付等をおこないます。